

# 市職員の任免・給与・勤務条件などの状況

「羽村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免の状況や給与の支給状況、各種休暇など職員の勤務条件などについて、市民の皆さんに広く知っていただくため、その概要をお知らせします。

問合せ 職員課 ☎ 322・324

## ▶ 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 平成 27 年度 職員の新規採用の状況

(単位：人)

男	女	合計
13	7	20

※一般事務 18・保健師 1・土木 1

(2) 平成 26 年度 職員の退職の状況

(単位：人)

定年退職	普通退職	勲奨退職		
8	8	1		
分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計	
0	0	0	17	

(3) 部門別職員数と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成 26 年	平成 27 年			
一般行政部門	議会	6	6	0	総務：社会保障・税番号制度など、業務量の増加に伴う配置人員の増 土木：人員配置の見直しによる増 民生：人員配置の見直しによる減
	総務	104	106	2	
	税務	26	26	0	
	農林水産	2	2	0	
	商工	8	8	0	
	土木	31	32	1	
	民生	67	66	▲1	
衛生	26	26	0		
小計	270	272	2		
部門特別	教育	43	42	▲1	教育：調査対象の減(教育長)(*)
計等部門 公営企業 会	水道	11	10	▲1	水道：人員配置の見直しによる減
	下水道	5	5	0	
	その他	21	21	0	
	小計	37	36	▲1	
合計	350 [430]	350 [430]	0 [0]		

※職員数は一般職に属する職員数です。

※ [ ] 内は条例定数です。

※平成 26 年は、一部事務組合派遣職員を除き、教育長を加えた職員数、平成 27 年は、一部事務組合派遣職員を除いた職員数です。

(\*) 地方公共団体定員管理調査に基づく数値です。

## ▶ 職員の給与の状況

(1) 職員の給与の状況 (平成 26 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	一人当たり給与年額 (B/A)
328人	1,283,375千円	322,102千円	536,255千円	2,141,732千円	6,530千円

※職員手当には、退職手当、児童手当は含みません。

※再任用短時間勤務職員を含みます。

(職員数は平成 26 年 4 月 1 日現在)

※「普通会計」とは、地方財政状況調査において全国統一的に用いる会計区分で、羽村市では一般会計と土地区画整理事業会計を合わせたものです。

(2) 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
羽村市	333,574 円	440,744 円	42.8 歳	327,344 円	407,662 円	48.1 歳
東京都	318,513 円	454,886 円	41.6 歳	293,483 円	397,232 円	48.1 歳

※平均給与には、期末・勤勉手当、退職手当および児童手当は含みません。

※地方公務員給与実態調査による数値です。

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	経験年数 10 年			経験年数 15 年			経験年数 20 年		
	大学卒	261,433 円	307,380 円	—	—	—			
一般行政職	大学卒	261,433 円	307,380 円	—	—	—			
	高校卒	218,800 円	—	—	326,300 円	—			

※経験年数…①卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の在職年数②中途採用者の場合は、採用以前の経歴などを換算したものです。

※「—」は該当者がいません。(平成27年4月1日時点で該当となる経験年数の職員がいないため)

※地方公務員給与実態調査による数値です。

(4) 職員の初任給

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	羽村市		東京都	
	大学卒	181,200 円	181,200 円	143,000 円
一般行政職	大学卒	181,200 円	181,200 円	143,000 円
	高校卒	143,000 円	143,000 円	—

※このほか、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当などを支給しています。

※地方公務員給与実態調査による数値です。

(5) 人件費 (平成 26 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
56,412 人	21,312,909 千円	3,372,579 千円	15.8%

※人件費には、一般職員、特別職などの給料・報酬・手当・社会保険料等を含んでいます。

(人口は平成 27 年 3 月 31 日現在)

※地方財政状況調査による数値です。

## (6) 職員手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	支給内容	羽村市		東京都		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末手当・勤勉手当	支給時期						
	6 月期	1.20 月分	0.80 月分	1.225 月分	0.80 月分	1.225 月分	0.75 月分
	12 月期	1.40 月分	0.80 月分	1.375 月分	0.80 月分	1.375 月分	0.75 月分
	計	2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.5 月分
	職務上の段階、職務の等級による加算措置	有					
扶養手当	配偶者	13,500 円				13,000 円	
	配偶者以外の扶養親族	各 6,000 円				各 6,500 円	
	16～22 歳の子がいる場合の加算	各 4,000 円				各 5,000 円	
住居手当	管理職を除く年度末年齢 35 歳未満で 15,000 円以上の家賃を支払っている場合	15,000 円				賃貸住宅に居住する場合 支給限度額 27,000 円	
通勤手当	交通機関利用者	定期券相当額 (6 月分一括支給)		1 月あたりの支給限度額 55,000 円 (6 月分一括支給)			
	交通用具使用者(車など)	通勤距離に応じて支給(東京都のみ 6 月分一括支給)					
地域手当	民間賃金や物価に関する事情を考慮して支給される手当。 給料・扶養手当・管理職手当の合計額の 10% (国基準…6.0%)						
超過勤務手当	支給総額 99,176 千円 職員一人当たり支給年額 323 千円(平成 26 年度支給実績)						
特殊勤務手当	旅行病死入取扱手当(平成 26 年度の支給実績はありません。)						

## (7) 退職手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	羽村市		東京都		国	
	自己都合	定年等	自己都合	定年等	自己都合	定年等
勤続 20 年	23.50 月	23.50 月	23.50 月	23.50 月	20.445 月	25.55625 月
勤続 25 年	31.50 月	31.50 月	31.50 月	31.50 月	29.145 月	34.5825 月
勤続 35 年	45.00 月	45.00 月	45.00 月	45.00 月	41.325 月	49.59 月
最高限度	45.00 月	45.00 月	45.00 月	45.00 月	49.59 月	49.59 月
加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		(2～45%加算)			

※平成 26 年度中に退職した職員一人当たりの平均支給額  
 ・自己都合退職…753 万円(平均勤続年数 19 年)  
 ・定年等退職…2,621 万円(平均勤続年数 35 年)となっています。  
 ※羽村市職員の退職手当については、37 の市町村などで構成する東京都市町村職員退職手当組合から支給されます。

## (8) 一般行政職等級別職員数

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

等級	1 級 (主事職)	2 級 (主任職)	3 級 (係長職)	4 級 (課長職)	5 級 (部長職)	合計
職員数	84 人	64 人	81 人	41 人	11 人	281 人
比率	30%	23%	29%	14%	4%	100%

※地方公務員給与実態調査による数値です。  
 ※「一般行政職」とは、一般職に属する職員から、技能労務職・福祉職・税務職などに属する職員を除いたものです。

## (9) 特別職などの給料・報酬、手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	給料・報酬の月額(平成 7 年 7 月 1 日改正)	期末手当
市長	885,000 円	給料 6 月期 2.0 月分 12 月期 2.2 月分 計 4.20 月分 (加算措置有)
副市長	765,000 円	
教育長	715,000 円	
議長	520,000 円	
副議長	450,000 円	
委員長	440,000 円	
議員	430,000 円	報酬

※特別職の報酬は、学識経験者などで構成する「羽村市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定めています。  
 ※期末手当の算出にあたっては、加算措置として、給料・報酬月額に 20% を加算した額を基礎額とします(基礎額 × 支給月数)。

## ▶ 職員の勤務時間・そのほかの勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、保育園に勤務する職員などの一部を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間正午から午後 1 時まで)です。勤務時間は週 38 時間 45 分を原則としています。

### (2) 職員の休暇

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があり、そのほかに育児休業制度があります。

#### ①年次有給休暇の平均取得状況

(単位:日)

区分	平均日数
平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日	7.9

#### ②育児休業の取得状況

(単位:人)

区分	男	女	合計
平成 26 年度	1	14	15

※継続取得者を含む

### ③特別休暇の種類

公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健検診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、子の看護休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇および短期の介護休暇があります。

## ▶ 職員の分限および懲戒処分の状況

- 分限処分は地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持向上を目的に、任命権者が職員の意に反して、降任、免職、休職の処分を行うものです。
- 懲戒処分は地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持を目的として、任命権者が職員に対して、戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。

(1) 分限処分 (単位：件、平成 26 年度実績)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	6	6
その他適格性の欠如	0	0		0
職制・定数の改廃など	0	0		0
刑事事件に関する起訴			0	0

※継続を含む

(2) 懲戒処分 (単位：件、平成 26 年度実績)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

## ▶ 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないというサービスが規定されています。

また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(単位：人、平成 26 年度実績)

区分	違反数
職務命令などに従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の禁止	0
営利企業などの従事制限	0

## ▶ 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修 職員の能力の開発向上を目的として各種研修を行っています。

(単位：人)

区分	受講者数	備考
庁内研修	2,353	新任職員採用時研修、接遇・電話対応研修、OJT研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修、情報セキュリティ研修、人権研修、財政研修、環境研修、普通救命講習、男女共同参画研修、女性職員のためのステップアップ研修、ハラスメント研修 など
派遣研修	244	東京都市町村職員研修所、市町村職員中央研修所、日本経営協会、自治大学校 など

(2) 勤務成績の評定

職員の職務実績について客観的かつ継続的に把握し、これを職員の能力開発・指導育成、配置異動、昇任選考などに反映し、公正かつ公平な人事管理を行うことを目的に、毎年度 1 月 1 日を基準日として評定を行っています。

## ▶ 職員の福祉および利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。

それぞれの主な実施主体は、厚生制度が羽村市職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は次のとおりです。

また、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により職員が負傷または死亡した場合などの補償を目的として、公務災害補償制度が規定されています。

(1) 厚生福利制度

実施主体	内容
羽村市職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。事業は、市から交付される負担金と職員の会費で運営。
東京都市町村職員共済組合	職員およびその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡などに対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の 3 つの事業を実施。

(2) 公務災害補償 (単位：件)

区分	平成 26 年度
公務災害	0
通勤災害	0

## ▶ 公平委員会の業務の状況

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間そのほかの勤務条件に関する要求や、懲戒そのほか意に反する不利益な処分に関し、不服の申立てをすることができます。

(単位：件)

区分	平成 26 年度
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0